

付帯メニュー定義書
【特別割（2020年度11月版）】

2020年11月1日制定



目次

| | | |
|-----|-----------------------|---|
| 第1条 | 実施期日 | 1 |
| 第2条 | 定義 | 1 |
| 第3条 | 適用条件 | 1 |
| 第4条 | 適用期間 | 1 |
| 第5条 | 割引内容 | 1 |
| 第6条 | 適用廃止 | 2 |
| 第7条 | 特別割の定義書の変更および廃止 | 2 |

付帯メニュー定義書【特別割（2020年度11版）】（以下「本定義書」といいます。）は、当社の電気需給約款、電気料金メニュー約款にもとづき計算される電気料金の一部を割引する取扱いを定めたものです。本定義書で定める付帯メニュー（以下「特別割」といいます。）は、期間限定の「特別割引メニュー」です。

第1条 実施期日

本定義書は、2020年11月1日より適用します。

第2条 定義

電気需給約款および電気料金メニュー約款に定義される言葉は本定義書においても同様の意味で使用します。

第3条 適用条件

(1) 当社は、以下のすべての条件を満たす場合に限り、「特別割」を適用します。ただし、当社が別途認めた場合はこの限りではありません。

- ① 2020年11月1日から2020年12月31日までに、新たに当社の電気需給契約を当社指定の方法で申込みを行うこと（なお、当該期間外に電気需給契約を申し込んだ場合であって、同一の需要場所の電気需給契約を当該期間中に再度申込みをした場合を除く。）。
- ② 電気の供給開始日が2020年11月1日から2021年4月30日であること。
- ③ 電気料金メニューのe-でんきfor日産関西基本A、e-でんきfor日産関西セットAのいずれかにお申し込みいただくこと。

(2) (1)にかかわらず、電気の供給開始に必要な情報を提供いただけない等、電気の供給開始に向けた手続きに支障がある場合、または本定義書で定めるもの以外の特別割引メニューの適用を受けている場合は、「特別割」を適用できないことがあります。

第4条 適用期間

「特別割」の割引の適用期間は、以下のとおりとします。

第3条（適用条件）に定める適用条件を満たす電気需給契約の電気の供給開始日後に初めて到来する月の翌月検針日から2か月間。なお、適用期間の終了にあたっては、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付は行いません。

第5条 割引内容

当社は、第3条（適用条件）に定める条件を満たすお客さまからのお申し込みを承諾した場合には、以下の通り電気料金を割引します。

- (1) 電気需給約款第9条（供給の開始）に定める需給開始日が第3条（適用条件）に定め

る条件を満たし、電気の使用期間が、「特別割」の適用期間に属する場合、原則として、当該使用期間の電気料金の計算に(2)の割引内容を適用します。

(2) 「特別割」が付帯する電気料金メニューの月の基本料金(税込)または最低料金(税込)または最低月価額料金(税込)と電力量料金(税込)の合計(付帯メニューの適用がある場合は、この「特別割」を除くすべての付帯メニューを適用した後の合計額。)から、「特別割」が付帯する電気料金メニューの月の基本料金(税込)または最低料金(税込)または最低月額料金(税込)と同額を割引きます。

第6条 適用廃止

当社は、以下の場合には、「特別割」の適用を廃止します。その場合の適用廃止日は、以下のとおりとします。

(1) 電気の契約を解約する場合

電気需給約款第27条(お客さまの申し出による解約)または第28条(契約の解除および期限の利益の喪失)による解約日

(2) (1)以外の事由による場合

当該事由発生日の直後の電気の計量日。なお、当該事由発生日の直後の電気の計量日までの間に電気の契約を解約した場合は、(1)で定める解約日

(3) 住居の移転等により、適用条件を満たさなくなった場合

(4) その他、当社が割引の不相当と判断した場合

第7条 特別割の定義書の変更および廃止

(1) 当社は、本定義書を変更する場合には、電気需給約款第3条(電気需給約款の変更)に準じます。

(2) 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。

(3) 本定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款第3条(電気需給約款の変更)3項に準じます。